

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 寿都町防災会議

防災会議は、町長を会長とし、基本法第16条第5項の規定に基づく寿都町防災会議条例（昭和37年条例第30号）第3条第5項に定める者を委員として組織するものであり、寿都町における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集等を任務とする。

1 防災会議組織図及び委員

寿都町防災会議の組織及び委員の構成委員は、次のとおりとする。

会 長	委 員	
寿都町長	指定地方行政機関の職員	北海道開発局小樽開発建設部 岩内道路事務所長
		第一管区海上保安本部小樽海上保安部長
		北海道森林管理局後志森林管理署長
	陸上自衛隊自衛官	陸上自衛隊北部方面隊第28普通科連隊長
	北海道知事部内職員	北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課長
		北海道後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所長
		北海道後志総合振興局地域創生部地域政策課主幹
	北海道警察の警察官	北海道警察寿都警察署長
	町長部内職員	寿都町副町長
		寿都町総務財政課長
		寿都町施設課長
		寿都町企画課長
	教育委員会教育長	寿都町教育委員会教育長
	消防機関	岩内・寿都地方消防組合寿都支署長
		岩内・寿都地方消防組合寿都消防団長
	指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体の職員	日本郵便株式会社寿都郵便局長
東日本電信電話株式会社北海道支店設備部災害対策室長		
北海道電力株式会社小樽支店 寿都営業所長		
自主防災組織構成員・学識経験者	寿都町校長会長	
	寿都町町内会連合会長	

2 運 営

寿都町防災会議条例の定めるところによる。

3 防災会議の所掌事務

寿都町防災会議条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

- (1) 寿都町の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 寿都町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により防災会議の権限に属する事務。

第2節 災害対策本部

1 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織

当町の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、防災の推進を図るため必要があると認められるときは、基本法第23条の規定に基づく、災害対策本部「寿都町災害対策本部条例（昭和37年条例第31号）」を次のように設置し、防災活動を推進するものとする。

災害対策本部組織機構図は下記のとおりとし、本部に対策部を置くものとする。
なお、対策部の部長及び部長の事故あるときの職務代理者は、別表1による。

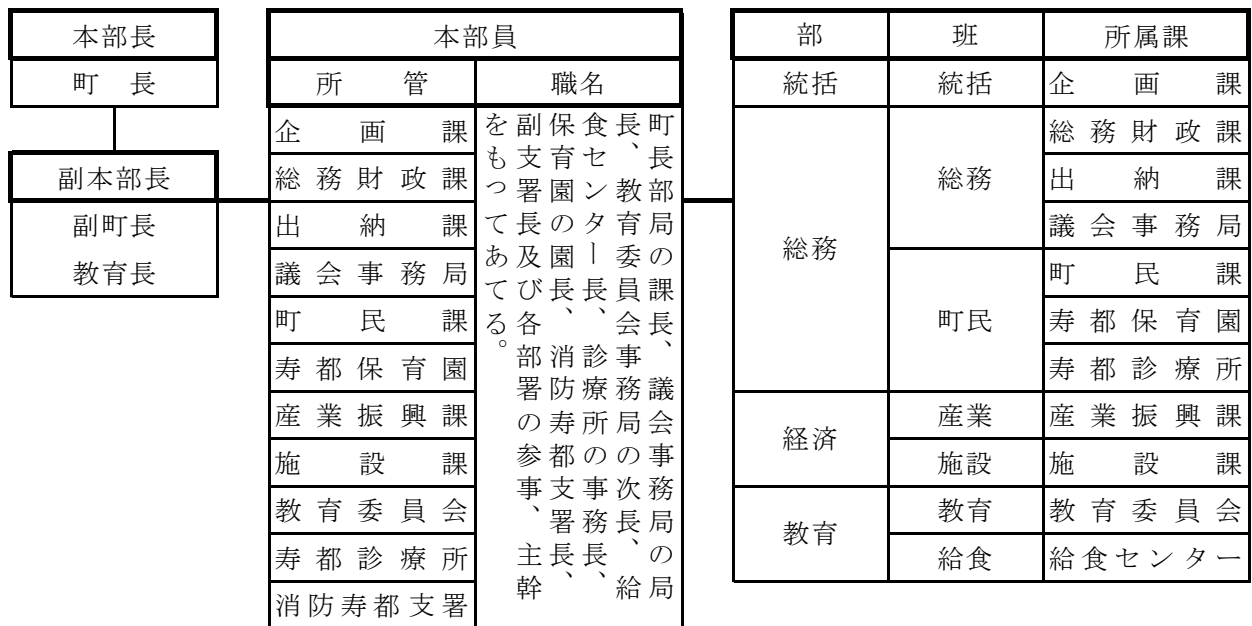
(2) 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の業務分担は別表2による。

ア 各部長は、本部長の指示に従い、内部の事務又は業務を掌握し、所属の職員を監督指揮する。

イ 各部長は、本部長の指示に従い、あらかじめ班員の責任分担に基づく配備計画を統括部に提出するものとする。

【災害対策本部組織機構図】



別表1

対策部部長及び職務代理者

対策部	部長	職務代理者
統括部	企画課長	企画係長
総務部	総務財政課長	町民課長
経済部	施設課長	産業振興課長
教育部	教育次長	教育委員会所属 上席係長

別表 2

災害対策本部業務分担

部	班	対策業務
統括	統括	災害応急対策の企画及び連絡調整に関すること。
		職員の災害動員計画の作成及び実施に関すること。
		各課の連絡調整に関すること。
		自衛隊の派遣要請に関すること。
		その他各部に属さない事項に関すること。
		本部員会議に関すること。
		防災会議、その他関係機関との連絡調整に関すること。
		対策本部の庶務に関すること
		警察、その他防災関係機関及び団体の出動要請に関すること。
総務	総務	気象等の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等及び災害情報の受理伝達に関すること。
		災害時の河川の水位、雨量等の情報収集に関すること。
		災害状況の収集と災害情報及び被害状況等の報告に関すること。
		災害の記録に関すること。
		町有財産の警防及び応急対策に関すること。
		町有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。
		その他災害に関する所掌事項に関すること。
		対策本部の災害対策について広報の企画実施に関すること。
		広報車等による緊急避難等の周知に関すること。
		避難指令及び避難所、救護所の広報に関すること。
		災害報道記事及び災害写真の収集に関すること。
		被災地の巡回広聴活動に関すること。
		報道機関との連絡に関すること。
		災害の予算及び決算に関すること。
		災害の応急対策及び復旧対策に要する予算調整及び資金計画に関すること。
		災害応急対策に要する資材、物品等の購入及び経理に関すること。
総務	町民	所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		所管施設の避難・誘導に関すること。
		避難所の設置及びり災者の受け入れに関すること。
		被災者に対する生活援護・相談に関すること。
		救助日誌等の記載、記帳に関すること。
		支援団体、ボランティアの受入れ窓口及び労務提供の受付に関すること。
		り災証明の発行に関すること。
		被災者に対する炊き出し計画の作成に関すること。
		被災者相談所の開設に関すること。
		救援物資の受付及び配分に関すること。
		義援金品の受納及び配分に関すること。
		被災地の感染症予防等、環境衛生に関すること。
		災害時の医薬品、その他衛生材料の供給及び確保に関すること。
		遺体の受入及び火葬に関すること。
		災害時における廃棄物の処理に関すること。
		保健所との連絡調整に関すること。
被災地域の母子・父子家庭の援護に関すること。		
社会福祉施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。		
被災地域の老人世帯、身障者世帯の援護に関すること。		
メンタルヘルスに関すること。		

		医療施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
		災害時において医療班を編成し、巡回による医療及び助産の救護実施とその運営に関すること
		救護所の設置及び診療運営に関すること。
		寿都医師会との連絡調整に関すること。
		その他災害に関する所掌事項に関すること。
経済	産業	農作物、畜産施設、家畜等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		被災農家へ関係資金の斡旋及び営農指導などに関すること。
		被災農作物、家畜等の感染症予防に関すること。
		救農事業等の計画及び実施に関すること。
		農作物の生産資材及び家畜飼料の確保に関すること。
		農業団体等関係機関との連絡調整に関すること。
		林業施設、林野の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		被災林野への関係資金の斡旋に関すること。
		被災林野の病害虫、異常発生の防疫に関すること。
		林野の保全、警防に関すること。
		林道の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		林道の交通不能箇所の調査及び危険標示に関すること。
		森林管理署等関係機関との連絡調整に関すること。
		水産物、推算施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		被災漁家への関係資金の斡旋及び営漁指導等に関すること。
		漁業団体等関係機関との連絡調整に関すること。
		救漁事業等の計画及び実施に関すること。
		油流出災害（海岸）の処理及び海難救助に関すること。
		農業施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること
		被災農家への関係資金の斡旋に関すること。
		町内建設業者への協力要請に関すること。（応急作業従事者）
		応急作業に必要な資材の確保及び輸送に関すること。
		商工業関係の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		観光施設・公園等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関すること。
		災害時の応急食料、医療等その他生活必需品の供給に関すること。
		被災商工業者への関係資金の斡旋及び営業指導等に関すること。
		災害時の電力等の確保に関すること。
商工会等関係機関等の連絡調整に関すること。		
その他災害に関する所掌事項に関すること。		
経済	施設	災害時における公用一般車両及び土木建設機械等の運行に関すること。
		被災者、避難者等の輸送に関すること。
		救援物資等の輸送に関すること。
		町内運送業者の協力要請に関すること。
		道路、橋梁、河川その他の被害調査及びその応急対策、復旧対策に関すること。
		交通不能箇所調査及び危険標示並びに通行路線の決定に関すること。
		町内建設業者への協力要請に関すること。（応急作業従事者）
		危険区域の調査、その他災害予防の調査に関すること。
		障害物の応急処置及び除去に関すること。
		浸水対策に関すること。
		災害に伴う二次災害の防止及び対策指導に関すること。
		住宅地の崖崩れ対策に関すること。
		町営住宅等の被害調査に関すること。
		応急仮設住宅の確保・建築に関すること。
災害建築用資材の需給計画に関すること。		

		被災地の住宅建築指導に関する事。
		住宅金融公庫の特別融資及び災害住宅融資の斡旋に関する事。
		油流出災害（河川）の処理に関する事。
		水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。
		被災者に対する給水計画に関する事。
		水道施設業者の協力要請に関する事。
		下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。
		その他災害に関する所掌事項に関する事。
教育	教育	文教施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。
		被災児童生徒の救護及び応急教育対策に関する事。
		災害時における児童生徒の避難方法、誘導方法の指導に関する事。
		被災児童、生徒の医療、感染症予防、及び学用品の供与等に関する事。
		緊急臨時ヘリポートの設置(学校グラウンド)に関する事。
		社会教育所管施設の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。
		文化財の保全に関する事。
		施設利用者の避難、救護、誘導方法の指導に関する事。
その他災害に関する所掌事項に関する事。		
教育	給食	給食施設等の被害調査及び応急対策、復旧対策に関する事。
		給食施設の保全、警防に関する事。
		被災児童、生徒の給食に関する事。
		炊き出しの実施に関する事。
		その他災害に関する所掌事項に関する事。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 設置

基本法第23条第1項の規定により、次の各号の一に該当する場合、町長は気象予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等及び災害の状況を見極めたうえ、必要と認めるとき設置するものとする。

- (ア) 大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- (ウ) 気象、地象及び水象についての予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等を受け非常配備の必要があるとき。
- (エ) 震度5弱以上の地震が観測されたとき。
- (オ) 沿岸に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。

イ 廃止

町長は予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は、災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

ウ 設置、廃止の通知、公表

災害対策本部を設置したときは、速やかに本部員、防災関係機関及び地域住民に対し、防災行政無線、広報車又は電話等適宜な方法により周知及び公表するとともに本部の表示を本部設置場所に掲示する。

なお、廃止した場合の公表も設置の場合に準じるものとする。

エ 本部の設置場所

本部は寿都町役場庁舎内におく。ただし、大規模な災害により庁舎が災し、使用不能となった場合には、り災を免れた町内施設のうちから本部長が代替場所を指定する。

なお、その際、速やかにその旨を関係機関に通知するものとする。

オ 本部長（町長）が不在あるいは事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

(4) 災害対策本部の運営

ア 災害対策本部の活動体制

災害対策本部が設置されると同時に、各部の活動体制が速やかに確立されるよう各部長は、その所掌する業務内容についての活動要領を作成し、平常時から従事する職員に周知徹底を図るものとする。

イ 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、各部長及び責任者で構成し、災害対策に必要な指示、総合調整を行うため開催する。

(ア) 報告事項

- ① 気象情報又は災害情報
- ② 配備体制
- ③ 各部の措置事項

(イ) 協議事項

- ① 災害応急対策及び予防対策への指示
- ② 各部門の調整事項の指示
- ③ 自衛隊災害派遣要請以来の要否
- ④ 他の市町村応援要請の要否
- ⑤ 災害救助法適用要請の要否
- ⑥ 被害状況視察隊編成の決定
- ⑦ 被害者に対する見舞金品給付の決定
- ⑧ 次回本部員会議の開催予定日時の決定

(ウ) 本部員会議の招集

本部員会議は、本部長が招集する。

(エ) 本部員会議の運営

- ① 本部長は、本部員会議の議長となる。
- ② 各部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ③ 各部は、必要に応じ所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- ④ 各部において会議を招集する必要があると認めるときは、統括部長にその旨を申し出なければならない。

(オ) 決定事項の周知

本部員会議において決定した事項で、職員に周知する必要があると認めた事項について統括部長は速やかに周知の手続きを取らなければならない。

ウ 本部連絡員

(ア) 統括部長が必要と認めるときは、本部連絡員をおく

(イ) 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。

(ウ) 本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するものとする。

エ 標識

(ア) 本部を設置したときは別図の標示を掲示するものとする。

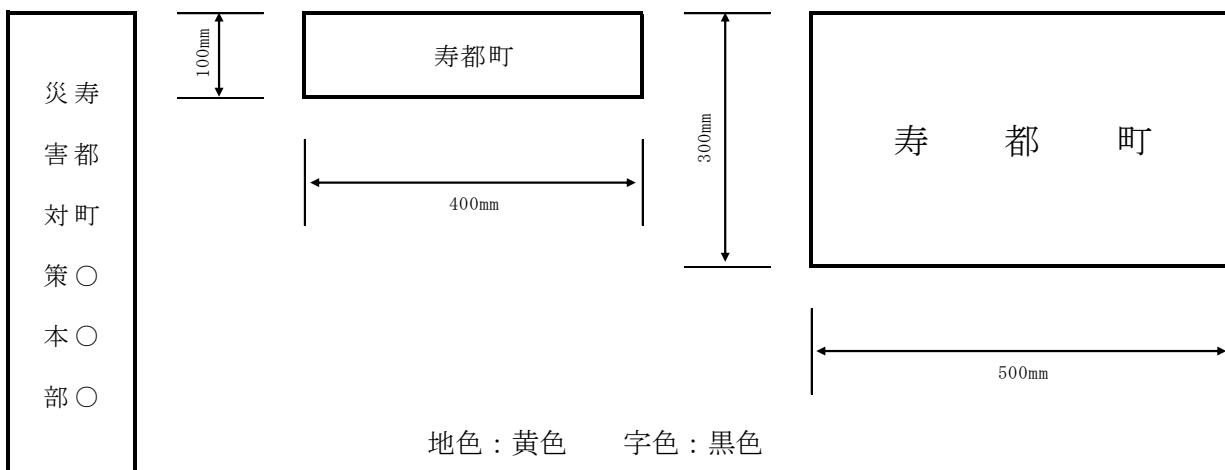
(イ) 災害時において、非常活動に従事する本部職員は、別図の腕章を着用するものとする。

(ウ) 災害時において、非常活動に使用する本部の自動車には、黄色の警光灯及び別図の標示板を装着するものとする。

【別図2 玄関表示用】

【別図3 腕章】

【別図4 車表示用】



オ 対策本部の配備体制

予想される災害の規模又は災害が発生した場合の災害規模及び態様によって対策本部に配備体制を整えるものとし、その配備基準は次のとおりとする。

なお、本部が設置されていない場合にあっても、災害の規模及び特性に応じて、臨機に非常配備の体制をとるものとする。

- (ア) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制を取るものとする。ただし、本部が設置されていない場合であっても非常配備に関する基準より配備の体制を取ることもあるものとする。
 - (イ) 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。
 - (ウ) 班長は、所掌事務に基づき班内の配備基準を定め、班員に徹底しておくものとする。
- また、その連絡体制についても班員に周知徹底しておくものとする。

【災害対策本部の配置に関する基準】

配備区分	配備時期	配備内容	担当部
第一非常配備	1 寿都町の区域に震度4の地震が発生したとき。 寿都町の沿岸に津波注意報が発表されたとき。 2 気象情報等により災害の発生が予想されるとき 又は気象警報若しくは津波警報を受けたとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	情報収集・伝達・報告及び連絡調整活動等が円滑に行える体制とし、災害の発生が予想される地域の監視を行い、状況によりさらに次の第二非常配備に移行し得る体制を整えておくこととする。	統括部 経済部
第二非常配備	1 寿都町の区域に震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき。 寿都町の沿岸に津波警報が発表されたとき。 2 局地的な災害の発生が予想される時、又はその災害が発生したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	災害の発生とともに関係各対策部の部員が速やかに、災害応急活動を開始できる体制を整えておくこととする。	全職員
第三非常配備	1 寿都町の区域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 寿都町の沿岸に大津波警報が発表されたとき。 2 広域にわたり災害の発生が予想される時又はその災害が発生したとき。 3 予想されない重大な災害が発生したとき。	災害対策本部職員全員をもって迅速にそれぞれの災害応急活動ができる体制とし、応急処理を講じ災害の拡大を防ぐとともに、被災者の救援を実施する。	

カ 動員計画

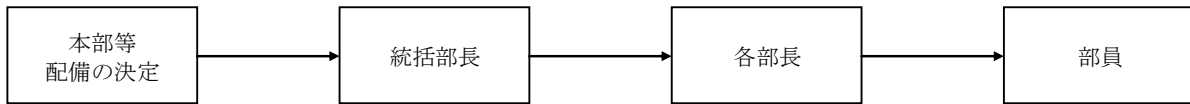
災害が発生し、又は災害の発生が予想される応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な要員の動員は、次に定めるところによる。

(7) 本部職員に対する伝達方法

① 平常執務時の伝達方法

本部長が配備の決定により、本部の配備体制に従って統括部長（企画課長）が各部長に対し、庁内放送及び口頭で行う。

【伝達方法：平常時】

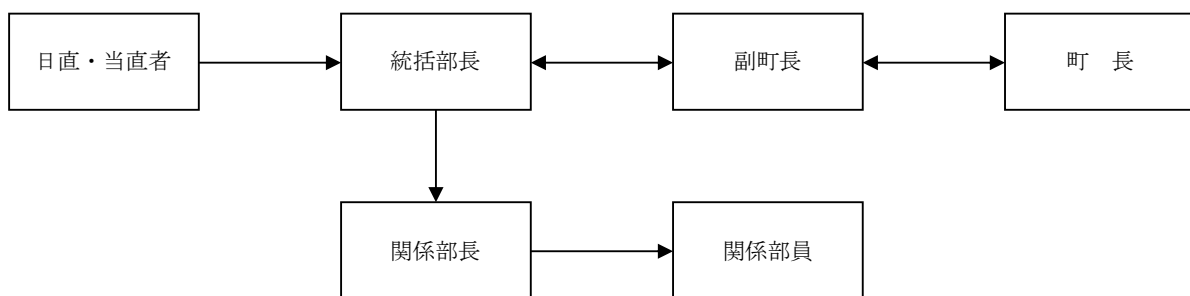


② 休日又は退庁後の伝達方法

日直・当直者は、次の情報を察知したときは統括部長に連絡して指示を仰ぐものとする。

- a 気象情報等が関係機関から通報される時。
- b 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。
- c 異常現象の通報があったとき。

【伝達方法：緊急時】



(イ) 職員の非常登庁

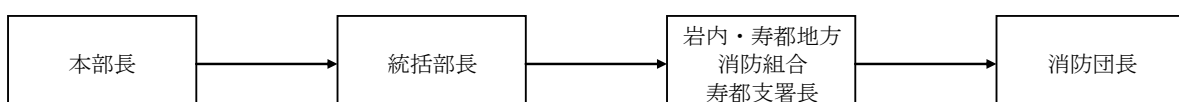
職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生の恐れがある情報を察知したときは、災害の情報により所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合、電話、防災無線、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

(ウ) 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合は、その配備体制についての消防機関への伝達は次により行う。

【伝達方法：緊急時】



キ 非常配備体制の活動要領

(ア) 本部の活動開始及び終了

① 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

② 活動の終了

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害発生後における応急措置がおおむねが完了したと認められるとき、本部の活動を終了し、解散するものとする。

(イ) 非常配備体制下の活動

① 第一非常配備体制下の活動

第一非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- a 総務班長は、札幌管区気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報等の收受・伝達等を行う。
- b 総務班長は雨量・水位に関する情報を関係機関から収集する。
- c 関係各班長は、総務班からの情報又は連絡に即応し、情勢に対応する措置を検討するとともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。
- d 第一非常配備につく職員の人数は、状況により各班長において増減するものとする。

② 第二非常配備体制下の活動

第二非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- a 本部長は、本部の機能を円滑にするため、必要に応じて本部員会議及び班長会議を開催する。
- b 各班長は、情報の収集・伝達体制を強化する。
- c 総務班長は、関係班長及び防災会議構成機関連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。
- d 各班長は、次の措置を取り、その状況を本部長に報告するものとする。
 - (a) 災害の状況を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせること。
 - (b) 装備、物資、資機材、設備、機械、車両等を点検し、必要に応じてり災現地（り災予想地）へ配置すること。
 - (c) 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備すること。

③ 第三非常配備体制下の活動

第三非常配備が指令された後は、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告するものとする。

3 住民組織等の活用

災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するための人員の不足を生じた場合、町長は、町内会、女性会等の住民組織に対し、主に次の事項について協力を要請する。

- (1) 住民避難、救出及び被害者の保護に関すること。
- (2) 避難所等の炊き出しに関すること。
- (3) 救援物資の支給、清掃及び防疫の奉仕に関すること。
- (4) 災害の情報等、地域住民に対する連絡事項に関すること。
- (5) 義援金品の募集及び整理に関すること。
- (6) その他の救助活動で町長が協力を求めたとき。

第3節 気象業務に関する計画

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等異常な気象、地象による災害を未然に防止し、又はその被害を軽減するために必要な気象、地象及び水象等の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等の集中・伝達方法等に関する計画は、次に定めるところによる。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

札幌管区気象台から発表される種類及び基準は次のとおりである。

(1) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える現象が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、気象庁から発表される特別警報に基づき、最大限の警戒を呼びかけるものとする。

ア 気象等に関する特別警報とのその発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

イ 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報とのその発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	緊急地震速報(警報)のうち、震度6弱以上の地震動が予想される場合

(2) 気象等に関する警報及び注意報

ア 気象警報

大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 大雨警報には括弧を付して、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)として、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

イ 気象注意報

大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧によって交通機関等に著しい障害が起こるおそれがあると予想される場合
雷注意報	落雷等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥によって災害（火災の危険）が起こるおそれが予想される場合
なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合
着氷（雪）注意報	著しい着氷（雪）によって災害（通信線や送電線、船体などへの被害）が起こるおそれがあると予想される場合
融雪注意報	融雪によって災害（浸水、土砂災害）が起こるおそれがあると予想される場合
霜注意報	霜によって災害（早霜、晩霜により農作物への著しい被害）が起こるおそれがあると予想される場合
低温注意報	低温によって災害（農作物に著しい被害、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害）が起こるおそれがあると予想される場合

ウ 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

エ 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

オ 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて含めて発表される。

カ 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。
波浪注意報	高い波によって災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

キ 洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪等によって河川が増水し、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等によって河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表される。

ク 海上警報

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

種別	呼称		
	英文	和文	説明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7(28~33kt)の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合(海上の視程約500m以下又は0.3海里以下)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8(34~40kt)の場合及び9(41~47kt)の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10以上(48kt~)以上の場合(熱帯低気圧により風力階級12(64kt~)の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12(64kt~)の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

※ この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を付した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

(3) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性がさらに高まった時に、町長の防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、後志総合振興局と札幌管区気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する。

(5) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに府県気象情報の一種として発表される。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突

風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

(7) 警報・注意報発表基準

平成29年7月4日現在

警 報		発 表 基 準	
大 雨	浸水害	表面雨量指数基準	10
	土砂災害	土壌雨量指数基準	121
洪 水	水	流域雨量指数基準	朱太川流域=32.2 三ツ滝の川流域=4.5
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	—
暴 風	風	平均風速	陸上 18m/s
			海上 25m/s
暴 風 雪	雪	平均風速	陸上 16m/s 雪による視程障害を伴う
			海上 25m/s 雪による視程障害を伴う
大 波	浪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm
高 潮	潮	有義波高	6.0m
		潮位：TP 上	1.3m

注 意 報		発 表 基 準	
大 雨	雨	表面雨量指数基準	6
		土壌雨量指数基準	87
洪 水	水	流域雨量指数基準	朱太川流域=25.7 三ツ滝の川流域=3.6
		複合基準※1	—
		指定河川洪水予報による基準	—
強 風	風	平均風速	陸上 13m/s
			海上 15m/s
風 雪	雪	平均風速	陸上 11m/s 雪による視程障害を伴う
			海上 15m/s 雪による視程障害を伴う
大 波	浪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm
高 潮	潮	有義波高	3.0m
		潮位：TP 上	0.7m
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融 雪		70mm 以上：24 時間雨量と融雪量(相当水量)の合計	
濃 霧	霧	視程	陸上 200m
			海上 500m
乾 燥		最小湿度 30% 実効湿度 60%	
な だ れ		①24 時間降雪の深さ 30cm 以上	
		②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
低 温	温	5～10 月：(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続	
		11～4 月：(最低気温) 平年より 8℃以上低い	
霜		最低気温 3℃以下	
着 氷		船体着氷 水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8m/s 以上	
着 雪		気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせに要る基準値を表しています

記録的短時間大雨情報	発 表 基 準
1 時間雨量	80mm

(8) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

消防法第22条の規定に基づき、札幌管区気象台は下記の通報基準のとき、北海道知事に通報し、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができるものとする。

区分	気象条件通報条件
後志	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が陸上13m/s以上が予想される場合。

※ ただし、平均風速が13m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(9) 水防活動用

区分	種類	発表機関	摘要
水防活動用気象警報、気象注意報	大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報	札幌管区気象台	一般向け発表並びに北海道へ発表
水防活動用高潮注意報、高潮警報	高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報		一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。
水防活動用洪水注意報、洪水警報	洪水注意報、洪水警報		
水防活動用津波注意報、津波警報	津波注意報、津波警報、大津波警報		
水防警報	待機・準備 出動・指示 解除	小樽建設管理部	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告し発表

2 予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等の伝達

気象に関する特別警報・警報・注意報の伝達

(1) 予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等の收受、周知責任者

ア 気象予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等、災害情報等の收受及び周知の責任者は、企画課長とする。

イ 企画課長は、前項の通知を受理したとき、必要に応じ関係各課長及び関係機関に通知するとともに、防災上必要があると認めるときは、直ちに一般住民に周知するものとする。

ウ 夜間、休日等の気象予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等の取扱いは、日直者、又は消防署員が收受し、直ちに周知責任者に連絡し、その指示を受けるものとする。

エ 気象予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等の收受及び伝達又は通知を行った場合は、別表【注意報及び警報等受理票】で整理記録する。

注意報、警報及び気象情報等伝達系統図は、別図のとおりである。

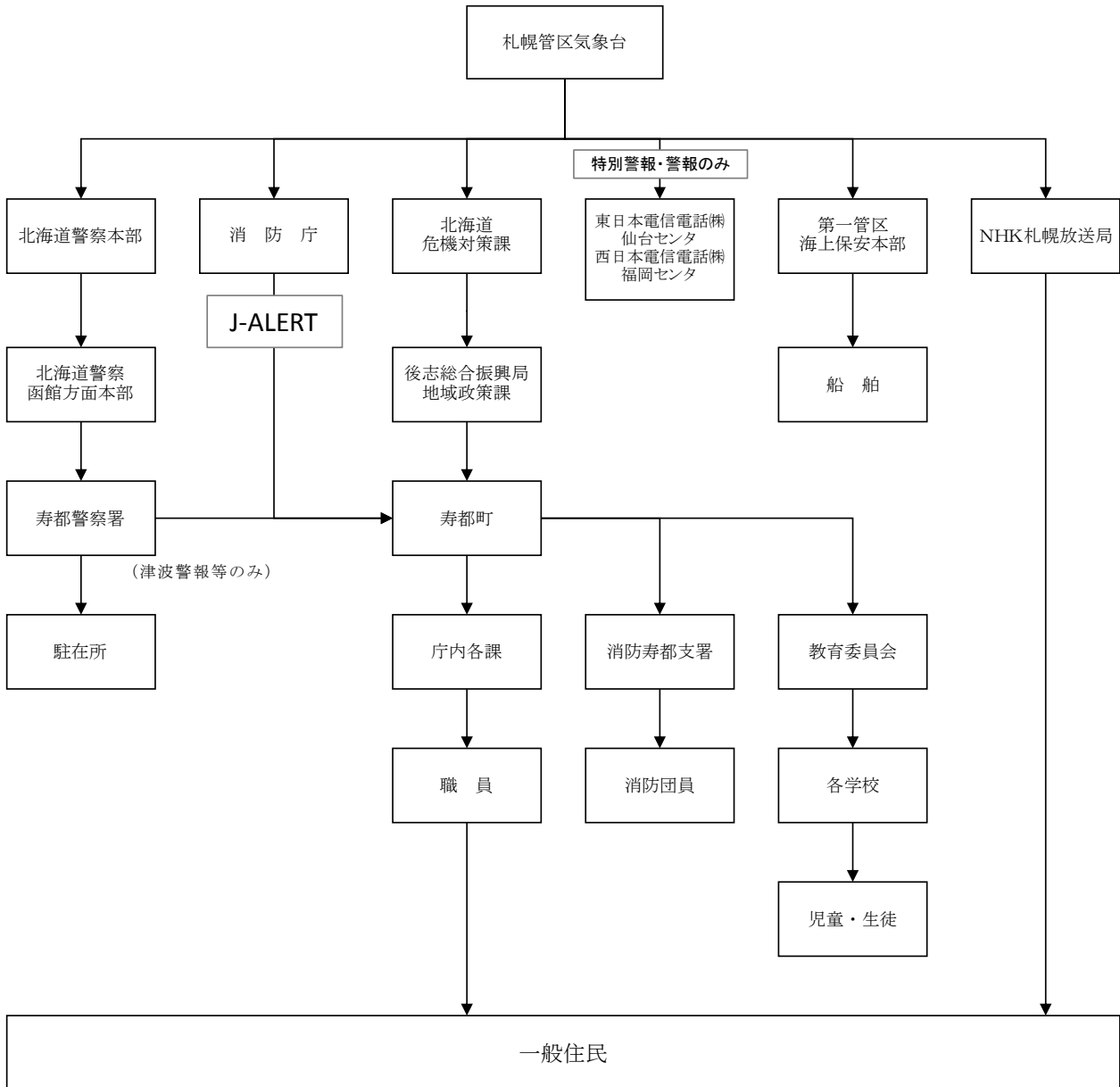
3 異常現象の通報

町長は、発見者または警察官から異常現象に関する通報を受けたときは、各関係機関へ速やかに通報する。

【注意報及び警報等受理票】

平成 年 月 日 午前・午後 時 分			
受信方法 電話、電報、無線、ファックス			
発 信 者		受 信 者	
予報等の 種 類		発 表 時 刻	午前・午後 時 分
受 理 事 項			
処 理 方 法			

【予報及び特別警報・警報・注意報、並びに情報等伝達系統図】



※「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を通じて携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」を配信。